

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第1号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 略</p>          <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第23条第1項第3号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職務は、次の表の左欄に掲げる学校の種類の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める職務（生徒指導主事（小学校に置かれるものに限る。）<u>、進路指導主事（中学校に置かれるものに限る。）</u>、現職教育主任及び保健主事（<u>あっては6学級未満の学校に置かれるものを除く。</u>）とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 1380 1066 1418"><tr><td>略</td></tr></table>	略	<p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 給料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額（その額が給料月額<del>の100分の4.5</del>を超えるときは、給料月額<del>の100分の4.5</del>に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が当該職員の給料月額<del>の100分の25</del>を超えるときは、当該職員の給料月額<del>の100分の25</del>に相当する額とする。</p> <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第23条第1項第3号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職務は、次の表の左欄に掲げる学校の種類の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める職務（生徒指導主事（小学校に置かれるものに限る。）<u>、現職教育主任及び保健主事（<u>あっては6学級未満の、中学校に置かれる進路指導主事</u>（<u>あっては12学級未満の学校に置かれるものを除く。</u>）とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1171 1380 2051 1418"><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			

4 略

(1)～(5) 略

(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,200円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、2,400円、2,900円又は3,400円）

(7) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,800円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、900円）

(8)～(15) 略

5・6 略

別表第1 給料の調整額の適用区分表（第8条の2関係）

職員		調整数
特別支援学校に勤務する職員		1.25
略		
人事委員会に協議して指定する職員	特別支援学級の児童又は生徒の授業を担当する職員	1.25
	通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童又は生徒に対して行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1.25
略		

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

4 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。

(1)～(5) 略

(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,200円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、2,400円又は3,400円）

(7) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,800円

(8)～(15) 略

5・6 略

別表第1 給料の調整額の適用区分表（第8条の2関係）

職員		調整数
特別支援学校に勤務する職員		1.5
略		
人事委員会に協議して指定する職員	特別支援学級の児童又は生徒の授業を担当する職員	1.5
	通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童又は生徒に対して行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1.5
略		